

令和5年度 社会福祉法人ささの会本部 事業計画

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とし、その目的を達成するため、次に掲げる事業の経営を行う。

第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設

第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業

(ロ) 一般相談支援事業

(ハ) 特定相談支援事業

(ニ) 児童相談支援事業

(ホ) 移動支援事業

(ヘ) 生活困窮者に対する相談支援事業

公益事業

(イ) 日中一時支援事業

(ロ) 福祉有償運送

ささの会は、法人開設からまもなく20年を迎える。

各事業所においては、実直に実績を積んでいる中、令和4年度は例年と比べて離職者が増えた。

コロナ禍の中、コミュニケーションは質・量ともに大きく変わってしまい、潜在的な職員の閉塞感、組織の硬直化につながっていた可能性を否認しない。

本年度は、さまざまな課題を分析、可視化するとともに、組織を活性化し、多様な価値を認め合い、率直な議論ができる職員集団になるよう、取り組んでいきたい。

法人運営においては、職員の視野を広げるため、これまで法人になかった新しい視点を外部からも取り入れていきたい。また役職員が率先して、世代交代を見据え、古い価値観を払しょくし、新しい時代の変化に対応できるよう、理事会の改革と機能強化を進める。

また、令和4年9月に出された障害者権利条約の総括所見をふまえて、人は誰しも個人として尊重されるべき存在であり、自分の意思で選び、必要な配慮を受けることが、あたり前の権利であるという、基本となる意識を再構築する。特に地域移行など、暮らす場所の意思決定支援は、最も重要な支援の一つであり、より踏み込んで利用者とともに考えていく。

さらに、新規事業については、「岩槻区障害者支援地域協議会」等の意見も踏まえ、キャリアや役職を問わないプロジェクトを立ち上げて、社会福祉法人として、地域から求められる機能について議論していく。

なお、新型コロナウイルス感染症が5類に分類されたのちは、エビデンスに沿った対策を続けつつも、その人らしい暮らしや生きがいを重視し、本人の意思を尊重する支援を進めていきたい。

今後は、災害時も含めた総合的な計画も併せて見直し、BCP事業継続計画を作成する。

これらを踏まえて、令和5年度に重点的に取り組む事項を以下の通りとする。

【法人重点事項】

- I 障害者権利条約の総括所見に学ぶ、権利意識の再構築
- II 働きやすく、新しいことに挑戦できる組織改革と人材育成
- III 地域ネットワークの積極的な参画と地域づくりに貢献できる機能の強化
- IV 地域ニーズに即した新規事業計画の策定

【事業内容】

I 障害者権利条約の総括所見に学ぶ、権利意識の再構築（重点事項）

1. 権利意識の再構築

- ・全職員が、障害者権利条約総括所見を学ぶ機会を作る
- ・どこでどのように暮らしたいか、意思決定支援の取り組みを軸におく
- ・障害のあるなし、支援する側とされる側でなく、個人として尊重され、多様な価値観を認め合える、職員個々の意識の醸成

2. 権利擁護の組織的取り組みの推進

- ・虐待は小さな芽のうちから摘む、大きな通報をなくすことを目的に通報を増やす
- ・積極的に利用者の声を拾う苦情解決委員会の定期開催と苦情検証の取り組み
- ・「虐待防止・検証委員会」における虐待や不適切な事例の対応と検証、身体拘束の適正化
- ・「権利擁護委員会」における利用者の声を取り入れ、権利侵害を起こさない取り組みの推進
- ・利用者職員合同の権利擁護研修の継続および外部講師による法人権利擁護研修の実施
- ・運営協議会と連動した利用者自治会活動の継続

II 働きやすく、新しいことに挑戦できる組織改革と人材育成（重点事項）

1. 組織改革

(1) 次世代育成、世代交代を視野におく昇格・異動人事の実施

- ・キャリアパス改定のコンサルタントおよび委託業者の導入
- ・キャリアパス制度と連動した職位制度の開始
- ・評価システムの段階的な実施とそのため職員個別面談の実施

(2) 新しいことに挑戦するための組織改革

- ・プロジェクト・委員会の積極的な若手起用
- ・ジョブローテーション（職員の能力開発・育成・事業所間連携の促進を目的とした定期的人事異動）の実施

2. 風通しの良い法人運営と堅実な経営

(1) 法人理事・評議員役員改選

- ・外部理事の導入、若手職員登用の検討

(2) 評議員会の開催

- ・年3回（6月、12月、3月）の評議員会の開催

(3) 理事会の開催

- ・理事会の開催（年3回以上）

- (4) 運営協議会の運営
 - ・運営協議会の開催（年1回）
 - ・法人部会（年4回）、利用者部会（年2回）、家族部会（年1回）の開催
- (5) 情報の公開
 - ・ホームページ・ブログ・SNSなどを活用した法人情報の公開・発信
 - ・ささの会サポーターズクラブを活用した情報発信の強化
 - ・障害特性等に配慮したアクセシビリティ向上の取り組みの推進
- (6) 風通しの良い組織運営
 - ・経営職会議の実施(月1回以上)
 - ・管理職会議の実施(週1回)
 - ・事業所運営会議の実施(月1回)
 - ・事業所における事務・経理の強化とチェック機能の強化
- (7) 家族との連携
 - ・災害時や緊急時の迅速な連絡のため、アプリ等の活用の検討
 - ・利用者代表・家族に向けた法人事業説明会の開催（7月）
 - ・運営協議会および家族部会の実施
- (8) 地域に根差した事業所運営
 - ・ささの会サポーターズクラブの運営・推進
 - ・自治会活動、施設行事、地域行事、学校交流等を通じた地元住民との交流

3. 財政基盤の安定

- (1) 適正な予算執行（運営会議での継続的な予算検討など）
- (2) 長期経営ビジョンの共有
- (3) 大規模修繕計画の検討（どうかん）
- (4) 業務の効率化と適正な職員配置

4. 人材確保

- (1) 求人サイト業者の新規活用
- (2) 採用に関する業務（採用、実習受け入れ、広報等）の継続・強化・法人の人材確保プロジェクト・広報委員会による広報活動の取り組み
- (3) 実習生受け入れの促進と受け入れマニュアルの整備(人材確保プロジェクト)
- (4) 障害者雇用の促進と合理的配慮に基づく職場環境の整備

5. 働きやすい職場環境づくり

- (1) 何でも相談できる窓口や意見箱の設置
- (2) 育児休業等を取得しやすい子育て支援環境の向上
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画作成
- (3) 女性活躍推進法に基づく行動計画作成
- (4) ハラスメント防止体制の見直し、窓口の周知
- (5) オンライン研修等の活用とICTプロジェクトを通じ、職員への活用方法の普及

6. 法人委員会および各種プロジェクトの運営

組織については下表（別表①）のとおり

7. 人材育成の内容の充実

- (1) 法人研修委員会を中心とした研修の実施および外部研修の計画的な実施

- (2) ケースワーク・ソーシャルワーク研修の実施
- (3) グループスーパービジョン (GSV) の導入と定着
- (4) 交流研修の積極的な実施 (法人内・他法人)

8. 公益的取り組みの推進

- (1) 様々な事情でサービス利用が難しい人の受け入れ
- (2) 地域ネットワークづくりへの参画と地域の要請に応じた人材の提供
- (3) 公的制度だけでは対応できない人への安価な自費サービスの提供 (まるみっと)
- (4) 生活困窮者への生活用品の提供と「彩の国あんしんセーフティネット事業」の継続

III 地域ネットワークの積極的な参画と地域づくりに貢献できる機能の強化(重点事項)

1. 地域ネットワークへの積極的な参画

- ・岩槻区障害者支援地域協議会等を中心としたネットワークづくり
- ・さいたま市障害者支援施設等連絡会 (仮称) への参画

2. 基幹相談支援センターの機能強化

- ・地域生活支援拠点において求められる相談・機関連携のための機能の強化
- ・法定研修等需要の増加とアフターコロナ以降の対面実施など、業務増に対する体制の強化
- ・令和6年度プロポーザルに向け、次期計画づくり

3. 地域において対応が難しい方への支援の推進

- ・強度行動障害のある人への支援を向上するための人材育成
- ・各事業所の重度・高齢化や地域の医療的ケアのニーズに対応するための人材育成
- ・支援体制や支援の質の向上を目的とするプロジェクトの設置準備

IV 地域ニーズに即した新規事業計画の策定 (重点事項)

1. 地域生活支援拠点施設としてのサービス機能拡充の検討

- (1) 期待される機能の点検と拡充の検討
各事業所におけるサービス (短期入所、居宅支援、体験利用など) のサービスの拡充
機関連携を担う相談窓口の設置や緊急時の対応などの体制づくり
- (2) 地域移行に必要な機能の拡充
体験利用の促進と地域移行支援会議の設置
地域移行を担当する法人コーディネーターの配置の検討
- (3) 埼玉県障害者グループホーム職員研修(スキルアップ研修)の受け入れ

2. 新規事業計画の策定

- (1) 新規事業プロジェクトの設置
 - ・キャリア・役職を問わないプロジェクトチームの立ち上げ
 - ・人材不足、経営状況を勘案した現実的な計画策定
- (2) 地域移行、地域生活支援拠点の要となる重度・高齢の方が利用できる多機能な新規グループホームの設置の検討
- (3) 児童の相談体制の強化及び児童発達支援サービス等の検討

V 障害者支援施設どうかんの大規模修繕の実施

- (1) 壁・屋根の大規模修繕の実施
- (2) 中庭ウッドデッキの取り換え工事の実施

IV 災害、感染等の対策の見直しとBCP事業継続計画作成

1. 新型コロナウイルス感染対策の見直し
 - (1) 5類移行を踏まえ、その人らしい暮らしを取り戻す対応に段階的に緩和
 - (2) BCP（新型コロナ感染症）の見直し・備蓄等は継続
2. 防災・防犯計画の見直し・BCP事業継続計画作成
 - (1) 法人防災委員会によるBCP事業継続計作成（令和5年度中）
 - (2) 法人総合防災計画の見直し
 - ・防災計画の周知の徹底と避難訓練の定期実施、備蓄品の準備
 - (3) 防災・防犯に関わる地域や関係機関との協力体制づくり

別表① 法人委員会および各種プロジェクト

委 員 会		苦情解決委員会	法定設置義務	苦情受付対応・検証
	R4 設置	虐待防止・検証委員会 (身体拘束検証委員会)	法定設置義務	虐待等受付対応・検証、身体拘束マニュアル
		権利擁護委員会		権利擁護研修・予防のための取り組み・利用者の意見聴取
		広報委員会		広報誌・ホームページ・SNS
		研修委員会		新任研修等研修計画・各種法人内研修
		防災委員会		防災計画・BCP作成
プ ロ ジ エ ク ト		人材確保プロジェクト		ささの会PR活動・人材確保に関する企画
		さいたま市余暇支援講座プロジェクト	さいたま市委託事業	余暇支援講座計画作成・運営
	R4 設置	G S Vプロジェクト		グループスーパービジョンの推進・実施
	新規	I C Tプロジェクト		I C Tを活用できる職員育成・現場への導入・支援
	新規	新規事業プロジェクト		地域ニーズの把握、新事業の目的・内容の確定、ロードマップ作成等